

西宮市健康増進事業評価検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 西宮市（以下「本市」という）が令和3年10月から6年9月に実施した西宮市健康ポイント事業の評価、及び本市がこれから実施する市民の自発的意思に基づく健康増進に関する事業について、その構想と実施の時点で留意すべき点の検討を行うため、西宮市健康増進事業評価検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 西宮市健康ポイント事業の分析及び評価
- (2) 本市において健康増進事業を実施する際の留意点
- (3) その他本市が実施する健康増進事業の実施に必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、委員5名をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者等の専門的知識を有する者のうちから、市長が依頼する。
- 3 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。

(委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長の指名により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議（以下、「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員3名以上の出席がなければ、開くことができない。

(会議の傍聴)

第6条 会議は、公開とする。ただし、検討委員会の決議により非公開とすることができる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴者の人数を制限し、又は傍聴人の退場を命ずることができる。

(会議録の調製)

第7条 委員長は、会議録を調製し、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び場所
 - (2) 出席した委員の氏名
 - (3) 会議の内容
 - (4) 会議の傍聴に関する事項
 - (5) その他委員長が必要と認めた事項
- 2 会議録は、委員長と委員長が指名した委員1名が署名するものとする。

(意見の聴取等)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものに出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第9条 検討委員会の事務局は、健康福祉局保健所健康増進課に置く。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第11条 委員への報償額は、1回の会議への出席で12,400円(税込)とする。

付 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の施行後、最初の会議は、市長が召集する。